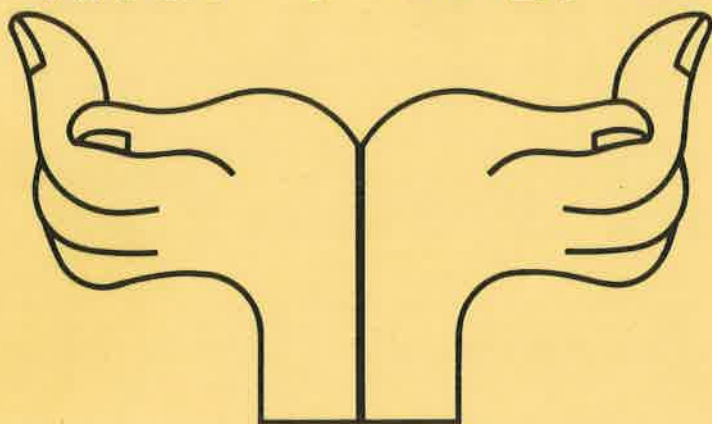


民闘連

ニュース

1978. 1 第27号



目 次

■「在日韓国・朝鮮人の国民年金を求める会」が発足		1
■「在日韓国人の諸権利に関するシンポジウム」に参加して	金 義 晴	4
	谷口智彦	6
■ミニ情報		8
■連続セミナー 在日韓国・朝鮮人の民族教育の歴史と現実		
皇民化教育の歴史	佐藤勝巳	11
■官庁統計にみる在日朝鮮人の帰化の数字	金 英 達	13
■「在日朝鮮人の法的地位問題」研究参考資料(1)		21
■資料案内		24

戲園山

文一五二

每冊一元八角



文目

戲園山人 著 沈仲章 校

社会保障制度上の差別の頂点を撃つ！

「在日韓国・朝鮮人の 国民年金を求める会」が発足

在日韓国・朝鮮人が国民年金制度から排除されるのはおかしいと、「在日韓国・朝鮮人に国民年金を求める会」が、今年の10月末東京で発足した。

会は、東京の荒川区で12年間も国民年金の掛金を払い続けたにもかかわらず、受給資格がないとされた、金鉉鈞（キム・ヒョンジョ）さんの事件をきっかけとして生まれたものである。

在日韓国・朝鮮人への差別撤廃が高まりつつある現在、社会保障制度の頂点に位置する国民年金の国籍条項撤廃への関心は強く、事件の成り行きと運動が注目される。

■金鉉鈞氏事件の概要

東京・荒川に住む金鉉鈞（67才）さんは国民年金が制定された年の1960年（昭和35年）に、荒川区役所の国民年金勤奨員から加入をすすめられた。その時応待した金さんの妻、李奉化（イ・ボンファ）は「私たちは韓国人だから・・・」とことわったが、勤奨員は「日本にずっといるならば入った方がよい」そして「加入しなければならない」と説明し、その場で加入申込手続をさせた。

金さんは、その後12年間にわたり掛金を支払いつづき、年金の支給を待ち望んだ。65才になった金さんは、妻の李さんとともに荒川区役所におもむき、年金の支給を求めた。ところが、役所は「韓国籍であることが判明した」として手続きを拒絶した。驚ろいた金

さんが役所に対して抗議をしたところ、役所の係長は、金さんに向かって「何で韓国に帰らないのか」等きわめて悪意に満ちた発言をあびせた。

区役所の不誠実な対応と差別発言に金さんは、いい知れぬいきどおりを覚えながら、厚生省にも足を運んだが、返事は冷たかった。

訴えを聞いたアジア人権センターの有吉克彦氏らと金さんの代理人（弁護士）は、金さんに対する役所の対応、手続きに疑問を感じ、すぐに東京都に対して事態の釈明を求めたところ、東京都は急拠、金さんの国民年金被保険者資格の取消処分をなし、その旨を金さん及び代理人宛に通知して来た。

金さんらは、1977年（昭和52年）2月16日、東京都の処分を不服として都社会保険審査官に対し審査請求をしたが、同年4月13日付で社会保険審査官は、都の処分は妥当であるとして棄却の決定をした。金さんらは、さらに同年6月14日、厚生省の社会保険審査会に対し再審査を請求し、同年12月13日、公開審査が開かれたが同審査会の決定はまだまだ出ていない。

■「審査会」での争点

都の民生局国民年金部内の社会保険審査官に提出した、審査請求申立書における金さん側の主張は、①多数の米国籍外国人が加入、受給している現実からして、国民年金法第7条1項は、（注）一律に外国人を排除してい

るものではないと解釈できる、②仮りに金さんが韓国人であるとして入れないものならば、何故、あえて勧奨をなした上加入を許したのか、③また加入後においても内部的にその資格をいつでも調査できるにもかかわらず、漫然と掛金を12年もの長期間徴収しつづけたのか、など7項目にわたっている。そして、加入のいきさつ、12年間の掛金の実績、及びそれを放置した当局の責任からして「当局の資格取消処分をなし得る権利はすでに失効している」とし、「取消処分をしたのは信義誠実に反する処分であるから権利の濫用である」さらに「金さんのようやく年金を受給できるのだという日本国家に対する信頼は当然法的に保護されるものである」と主張した。

一方、金さん側の主張に対して審査官は、国籍条項をタテにとり、韓国籍である金さんに被保険者の資格はないとし、処分は妥当であるとの決定をした。決定書では、当局のズサンな行政責任にはふれず、金さん側の主張に対して正面から答えるものは何にもない。

当然のこととして金さん側は、再審を厚生省内の社会保険審査会に請求した。主張の内容は、前回の主張をさらにふえんした形で展開し、さらに再審査請求申立理由補充書で①金さんはすでに被保険者資格を喪失し国民年金老齢年金受給権を取得している状態であり、既得の権利を取消することはできない、②外国人への適用は憲法上からも違法ではない、③在日韓国・朝鮮人は、特別な地位を有しており、その処遇においては内国民と同等の待遇を保障すべきである、④在日韓国・朝鮮人に対する社会保障等の適用の現況、等にふれながら主張を展開した。

昨年末に開かれた公開審査会では、上記の主張の他、金さんの代理人である近藤、伊藤両弁護士と共に、田駿氏（民団中央本部權益擁護委員）、佐藤勝巳氏（日本朝鮮研究所）、有吉克彦氏（アジア人権センター）、金平洙氏（東洋経済日報記者）らが代理人として出席し、①国民年金法における外国人排除は不当、②都知事による資格取消処分は違法、③他の年金制度との矛盾④在日韓国人のおかれ

ている被差別的状況、などを指摘した意見を述べた。一方、社会保険庁側は、取消は妥当であるとの主張を展開し、双方の主張は全くの平行線であった。

当日の公開審査会には約30人程の傍聴人がつめかけ、異例ともいえる3時間に及ぶ審議がくりひろげられた。

（注）国民年金法7条1項

日本国内に住所を有する20才以上60才未満の日本国民は、国民年金の被保険者とする。

■「求める会」の発足

アジア人権センターの有吉氏を中心に、東洋経済日報の金氏、在日韓国人問題研究所（レイク）の葉氏、司法習修生の資格を勝ちとった金敬得氏など数人の有志と近藤、伊藤両弁護士等によってすすめられて来た金さんの事件をきっかけにして、会の発足が計画され、「在日韓国・朝鮮人の国民年金を求める会」が発足した。

昨年（1997）の10月31日に設立総会が開かれ、ふたつの基調報告が出された。

基調報告（A）では、在日韓国・朝鮮人の老後問題にふれ、「金さんの問題は、在日韓国・朝鮮人の定着化と日本社会の高齢化という社会変化の交点上に発生した、もっとも典型的な問題であると言えよう」と指摘し、在日韓国・朝鮮人に国民年金が適用されないならば「今よりもっとひどい差別を生み出すであろう」と警告している。そして、在日韓国・朝鮮人の社会保障は「ほぼこの国民年金法の成立を転換点にして、外国人排除が定着していった」とし、「国民年金法の国籍条項はまさに国家による差別であり、それが社会保障上の差別の頂点に位置するが故に、今後の行政差別撤廃闘争においてきわめて重要な課題であると言えよう」と運動化への必要性を訴えている。さらに会の意義と展望を「まず第1に、金鉉鈞さんに国民年金を権利として要求していく闘いを通じて、在日韓国・朝鮮人の「老後」という深刻な問題を問いかけ、在日韓国・朝鮮人が『老後』において生きる権利を主張していくことである。第2に、社会保障上の在日韓国・朝鮮人の差別の頂点と

もいえる国民年金法の国籍条項を撤廃させることによって、在日韓国・朝鮮人がすべての社会保障上の権利を有することを明らかにしていくことである。第3に、在日韓国・朝鮮人が社会保障上の権利をことごとく踏みにじられてきた歴史を冷静に受けとめながら、外国人を排除しない、真の意味での社会保障を実現していくことである」と提起した。

基調報告(B)では、在日韓国・朝鮮人が日本に定住し続けるならば、「まずは老後の生活の安定のため、あるいは不慮の災難に備えて、在日韓国人も国民年金に入る権利と資格がある」という理解のもとにむしろ金さんに加入をすすめた勧奨員も思ったに違いない、そう考えるのが自然であると推理した後、金さん以外にも同様なケースがあると訴え、「国民年金から、自分たち日本に生活基盤をもつ韓国人が排除されることの理由が、すぐには見当らない」と外国人排除の不当性を主張している。そして、在日韓国・朝鮮人は厚生年金には強制加入で入れても国民年金には入れず、厚生年金の掛金はかけ捨てとなってしまふことの矛盾を指摘し、「通算年金制度では、むしろ在日韓国人の方が大きな不利益をこうむっていることが明白です」と告発している。さらに、在日韓国人の主婦がこうむる矛盾、不安定な老後に追いやられる在日韓国

人とそのことから助長される差別に言及し、最後に「在日韓国人と年金、そして高齢化という問題は、いわば在日韓国人社会がかって体験したことのない出来事と言えないでしょうか。私たちは、在日韓国人が安定した生活を送ることができるよう、国民年金制度における国籍条項の撤廃を求めます」と結んでいる。

以上のような基調のなかにもり込まれた会の意義と展望にもとづき、現在活動が計画されてすすめられている。複雑な年金制度の学習を続ける一方、在日韓国・朝鮮人が多住する荒川、調布等の地域での移動例会も計画されている。

☆会員の募集を行っています。

会費月額 200円

申し込み先

〒105 都内港区新橋2-16-1

ニュー新橋ビル604

アジア人権センター気付

「在日韓国・朝鮮人の国民年金を求める会」

TEL 03-591-0505

原 稿 募 集

民闘連ニュースの原稿を募集しています。

・連載論壇

テーマ

日本人：日本人にとっての在日朝鮮人問題

韓国人：在日韓国人の解放に向けて

・論壇への反論，同調

- ・運動体の紹介，宣伝，アピール
- ・随筆，評論
- ・在日韓国人問題に対する問い合わせ
- ・その他

送り先：民族差別と闘う連絡協議会

「在日韓国人の諸権利に

関するシンポジウム」に参加して

金 義 晴（兵庫民闘連）

キム ウィ チョン

昨年11月末に「在日韓国人の諸権利に関するシンポジウム」が韓日両教会の努力に依り開催され大いなる関心を持って参加させていただいた。

それは現在私が仲間とともに活動している地域での教育運動の方向・日立闘争以降の問題意識（在日という現実を踏まえた同胞運動）の点検・民闘連運動の展望等が少しでも自分のものになればという関心であった。

（ぶっちゃけた話が、今汗かきかきやうる事がこれからどないなんねやろうか？いっぺん聞かせてもらお……というのが本音だった。）

仕事の関係上遅れて会場入りしたが、ドアを開けるなりソウソウたる顔ぶれにまずびびってしまった。私の世代が余りにも少ない。

第一の感想は青年層の参加不足である。それが故に青年の置かれている現実——在日同胞社会での焦眉な課題がシンポでは旨く抽出できなかったのでは？と残念に思う。

さてその内容なのだが、最終日の全体討議にも参加出来なかったのでシンポ全体を通しての感想は旨く表現出来ないが、主に分科会（教育権）を通しての私なりの感想としたい。

「教育」といえば当然人が人として生きて行く、その礎石としてあるだろう。しかし分科会名称が「教育権」である事に表現される様に、未だ我々にとっての教育は、朝鮮人が朝鮮人として生きていくに不十分な内容であると言わざるを得ない。しかしそれは要求して獲得するだけのものなのだろうか？では現在何をすべきか？

参加者の拠って立つ場が多岐にわたって

る事も手伝って討議としては半ば集中性を欠く内容であったが、分けても重大なものとして日本人教師からの問題提起であった。

今日、日本の公教育に位置する子供達に教師として様々なとりくみがなされているが、その事を当事者である在日朝鮮人の側はどう見るのか。またそのとりくみの中で日本人教師が持つ、子供への危機感を朝鮮人は認識しているのかとした、同胞子女の八割近くが公教育に在る現実と、そこで生じる諸々の問題への視点展望を主体の側であるべき在日朝鮮人サイドでは殆んど有効なものとして持ち得てないのではないのかというものであった。

この問いかけに対し、明確な方針が分科会では集約出来なかったものの、今後の方向、「教育権」における同胞側が果さねばならない課題が種々出された。民族学校の強化。日本人教師への激励？。政治色彩を帯びぬ新たな『自主統一学校』構想等である。

そして声明書（民闘連ニュース26号参照）に窺われる様に、在日同胞子女の大半が日本の公教育の中で様々な形で民族性を奪われて呻吟している現実こそ直視すべきである事も一定の集約としてなされた。しかしこの事の更なる追求、深化がちぐはぐだった感否めない。

教育（各種）の現場での同胞活動家が少なかった事もあるが、『自主統一学校』構想に見られるのは、甘酸っぱいノスタルジアだけで？果して今日の苛酷な、人間性さえも破壊されそうな社会。教育状況から同胞子女を解放出来得るのだろうか？全て『差別』で子供達の現実を表現し得ぬものの、自立的に民族として学び、遊び、生活する子供が圧倒的に限られている現状を、政治状況も含め全面的に解決可能な方針であるのだろうかという率直な疑問を持った。

一方現実的な問題としてなされた民族学校の強化という方針であるが、確かに日本社会にあって圧迫政策の下に晒されている民族教育機関と言えようし、その意識的政策が同胞子女の足を次第に遠のかせて行ったと思う。しかし日本の学校に行かざるを得ない子供た

ちが多勢いるという現実とは決して日本社会の差別、圧迫政策にのみ帰するのではなく、民族教育機関の内包する不十分性とその背景こそ今我々の側では問い直されねばならないのではないだろうか。

私達の子供会活動で、子供会の行事のみで同席するというオモニがいた。永いこの地域での生活の中で北だ南だと互いに離反して来た同胞どうしが子供会の集いを通してはじめてひとつの場に顔を並べたという事を聞いた時、少なからぬショックを私は受けた。

今日まで主張し合われて来た「民族教育」「統一」とは一体何であるのか？数年の経験しかない子供会が出来る簡単なことを何故しようとしなかったのか？大人がそんな事で子供は一体どうなるのか！？

自陣営の主張をくり返し、その下での統一が実現されてはじめて子供達の民族としての生きる道が明示されるというなら、公教育の中で一人もがく多くの子供達は一体どうなるのだろうか——それまで待てぬ。子供達こそ今我々は明確な方向を持つべきである。子供会で始めて異なる主張が同席し得たその微少な経験を拡大する方向を持った運動として。

民族教育機関、公教育、いずれの立場にいる子供達にも共通していえるのは日本（人）社会と真の喧嘩の仕方を知らないという事は私は感じる。前者は民族学校と言えども一歩外へ出れば日本（人）社会であるという現実に対する認識の問題、後者は日常的な同化であり、それらは同時に日本人との真の連帯という視点を覆い塞いでしまっている。

そんな中で発せられた「あくまで日本人をどう変えるか」という基本視点でのとりくみ、運動であるが、現実の朝鮮人の子供を放置は出来ない。たんにお前達はどこかで民族教育を受けろではだめだ。少しずつでも朝鮮人の子供を結集させていくとりくみが必要だ。子供の現実には日本人教師がより把握している。これらに対して主体の側はどう応えるのか！という日本人教師の発言は、分科会で多くの時間を割いた（民族学校強化）（自主統一学校）等では今や応えきれない内容としてあるので

はないだろうか？

極めて不十分であるし、やり残した課題が山積みされつつも、私達の子供会へ子供達は足を運ぶ。先述した様に日本人と本当の喧嘩が出来るその根性を養う場として子供会を位置づけている。

そんな中でも子供達が学校で喧嘩を売った時、周囲の子供、教師が真剣にそれを買って欲しいと切にお願いしたい。連帯という照準を定めた喧嘩は両者の抱もつ社会の矛盾を解決するとかかりになると信じる。今はそれしか応え様がないし、この事自体我々同胞社会では目的意識化されないばかりか、数年の経験の中で我々に白眼視を送る同胞もいる程である。

この辺りを軸に子供の置かれている現状について討議が深められれば話としては面白かっただろうし、私のシンボへの参加にあたっての関心も満足されていたと思う。

分科会を軸に、全体としてシンボは様々な立場性・思想性・活動スタイルを異にする者が結集し討議し得た事に於ては大変重要なものであった。しかし同胞側では一世と我々の世代との現実のギャップ、あるいは日本人との事を摯える立場性の問題にみられる様に、ひとつの立場なり方向を見出すには多大な困難性があった。

少ない期間ではあったが問題意識を交流しあえた事の今日の意義と、教会関係者がそれを実現せしめたという事の意味を積極的に考えようと思う。

日立闘争が打ち鳴らした警鐘は、日本社会の民族差別の現実を余さず暴くとともに、その中で一人もがき苦しみ、他方分断、切り捨て、分散化の同胞社会の中であってどうしようもなく佇んでいた多くの同胞青年に限りない自信を与えるものとしてあった。

この事は我々の直面する現実をあくまで直視する所から出発しようといういまひとつの“路線”としてあるだろうし、頑な同胞社会、日本人教師の真摯な問いに応えきれぬ今日の同胞社会への小さな力量であるが、大きな問題提起だと私は考える。

この私達の小さな力量を文字通り大きな潮流となす為に、我々から切り捨てずひとつ所を求め全める批判を堪え受ける内容を日常のとりくみに生かしたい。少なくともシンポに結集した同胞、日本人の友人と繋がり続いて行きたい。

最後に川崎の李先生の発言でもって終りたい。(正確でないが意味は正確)

「在日同胞の様々なとりくみは、ろう燭が消滅するその最後に明るく強く燃える——もしかしたらそんなものかも知れない。二・三世代後はどうなるか判らない。しかし今逃げる事だけは止めよう……というある在日作家の言葉通り、少なくとも我々が生きている、この現実の中で多くの同胞が、子供達が逃げ、呻吟している。先の事が今は判らなくともせめてその事だけは止めさせよう。その為の全力投球を今しようではないか。」

「在日韓国人の諸権利に
関するシンポジウム」に参加して

谷 口 智 彦

(日本朝鮮研究所)

「カラスの鳴かない日はあっても「坂中論文」の名を聞かない日はない」と言うの大げさだけど、ここ1年あまりの間に、この論文の重要性＝危険性が、様々な所で云々されるようになってきた。今の所この論文は、一法務官僚の見解、あえて言ってもたかだか入管一局の方針を示したにすぎない、という枠を、外見上出てはいない。だからいつも、「もしこれが在日韓国・朝鮮人政策として全面的におし進められるようになったら…」という仮定の上での話になってしまう。でもそう言ってみた所で、この論文の危険性は、それが、在日韓国・朝鮮人、および関わる日本人の、闘いの土俵をすり取ってしまいかねないもの

であるだけに、指摘され続けねばならないし、いろいろな場で、坂中論文に打ち克つための試みが、くり展げられなければならないのだろうと思う。

私達日本朝鮮研究所のメンバーは、この論文に対する深刻な危機意識を共有し、また当事者である在日韓国・朝鮮人の現状(極めて大雑把な言い方ではあるが)を見た時に、そこにどうしても言わなければならないものを感じて、「岐路に立つ在日朝鮮人問題」というキャンペーンばりの4冊の連続特集(『朝鮮研究』169～172号)を準備した上で、この御殿場シンポに参加したのであった。参加してみての感想を、私個人に即して、これから述べていきたいと思う。

まず、このようなシンポジウムが持たれたということ自体、画期的なことだったのだろうと思う。総連系の人達、韓国からの人達が参加しなかったのは残念だが、実に多彩な顔ぶれが、しかも日本人と在日韓国人とが共に集まり、絞られたテーマのもとで熱心な議論を行なえたということ、何しろ初めての試みなのだから、このことだけでも、このシンポは大いに評価されて然るべきものなのだろう。

次に、「在日」ということが、これだけ正面切って組上に乗せられたということも、初めてなのではないだろうか。今後の在日韓国・朝鮮人のあり方は、とりわけ若い二・三・四世の主体性をどう築き上げるかという点を抜きにしては考えられないという前提の下で、従来の「本国志向」的考え方にまつわる様々な限界性も、可能な限りで取り払われていたと思う。シンポの終りで出された「声明書」の中にある、在日韓国・朝鮮人の子弟の「ふたつの文化〔日本と韓国・朝鮮〕を切り結ぶ存在」としての展望など、今までどんな場所でも、これほどまでにははっきりと語られたことのなかったものだっただろうと思う。こうしたことが、もっと早くから語られていてもよかった。そうは思うが、とにかく当事者の口から初めて言われたということで、今度のシンポの大きな収穫の一つとしていいのではな

いだろうか。

また、ともすれば散漫に流れがちなこの種の集まりで、極めて具体的なディテールに関する議論がなされ、かつそれが声明の中にちゃんと集約されたということ、これも良かったと思う。特に在留権に係わる問題など、今まで議論はされても結論は大づかみのスローガンのものに終わってしまいがちだったように見えるけれども、今回は、声明書を見てもよくわかるように、そうはならなかった。

そうは言うものの同時にまた、私などが見ている、まずいと感じさせられる点が、今回のシンポに多くあったのも事実だ。これから、それらの点について、率直に記してゆきたい。

まず、大人ではない、若い人にもっと参加してもらいたかった。「二・三世の意識化と同化に対する歯止め」(声明書)は、基本的には二・三世自身によって考え、試行されるべきことなのだろう。それを思えば、今回のシンポに於ても、参加した当事者の大半を一世が占め、発言内容も彼らの方にウェイトが流れがちであったこと、これは本当に残念だった。私もまだ若いけれど、これから私も一緒に生きてゆく、若い在日本・朝鮮人の声を、何より聞きたいと思っている。お互いに拮抗しあう理論力を、作ってゆかなければならないと思っている。今度このようなシンポをやる時には、若い人にもっと参加してもらいたい。参加者ということでもうひとつ言うと、今後は、日・朝混血の人、あるいは帰化した人までも包み込んだ議論がなされなければならないはずだ。よく言われることだけど、在日本・朝鮮人の半分は、日本人との血縁関係に入りつつあるのだ。”帰化=同化”というようなステレオタイプが除かれて、上記のような人々にも参加の機会が設定されることを望みたいと思った。

次に、参加者相互の前提認識の間に、差がありすぎるように感じた。前提認識の差ということは、例えば「同化」をどう捉えるのかというような点にも、直ちに現われる。ある人にとっては、それが日本語しか話せないこ

とであるものが、別な人には自己や親・兄弟たちを否定することであり、また他の人には、それ(「同化」)に別な理解のしかたがあること自体、初耳だったりする。シンポを、「開かれた学習の場」ではなく、例えば坂中論文に対置し得るような質の獲得をめざすものとして考えるなら、やはりこれではだめだろう。今度からは、“ブレ・シンポ”みたいな形で、本番でスムーズな議論ができるように、共通理解事項を整理しておくのも一案と思う。

三番めに、参加した在日韓国人の、特に年配の人の発言に、正直言って頭を抱えこまされることも多かった。一例をあげるなら、私は、若い在日本・朝鮮人にとって、「国籍」の意味するものは、それこそ種々に複雑なのだろうと思っている。あるいは幼ない在日本・朝鮮人子弟にとっては、自分が「外国人」である一点に、ふんばらねばならないということも、あるのだろうと思っている。そのような人達にとって、「日本国籍」を取るということ、それは、今の所、そのような道もあって、あながち否定ばかりしてはいけないという意味での、検討課題としての位置づけしか、なし得ないものなのではなかろうか。シンポに於て、「日本国籍取得論」をかなり強引に展開した一部の人達には、そうした若い層の逡巡が、どれだけ理解されていたのだろうか、率直に疑問を禁じ得なかった。

最後に、以上の点ともからみあっているだろうが、象徴的だったことをいくつか挙げてみたい。まず、2人の人の発言である。一つは、大阪の稲富進先生の「日本学校に来ている在日本・朝鮮人生徒の実態を一番つかんでいるのは、心ある日本人の教師だと思う」というもの、もう一つは、李仁夏牧師の言われた「50年たったらみんな日本に同化しているんじゃないだろうか」という問いかけである。両者はそれぞれ別な内容を語ったものだと思うけれども、これまでの経緯に照して実に勇気ある提起だと思うと同時に、日本の学校に在日本・朝鮮人の75%が通っている。そうした中で坂中論文などは“在日本・朝鮮人は皆同化→帰化してゆくんぞ”と突きつ

けてくる、というような、在日韓国・朝鮮人の今置かれている抜き差しならない立場を、この人達は本当に深刻に見ている李先生に、あえてこのような「禁句」とも思える言葉を、突きつけの形で口にさせたのも、こうした現実ゆえであろうと強く感じさせられた。

もう一つ、一世と若い層の断絶の凄さについてである。会場に掲げられた、「在日韓国人の諸権利に関するシンポジウム」という垂れ幕に、ハングル表記がないとして、ある一世が「事務局に韓国人はいるのか」と指弾し、それに対して事務局の韓国入青年が「よくそんなことが言える」と、半ば声を詰らせながら答える、という一幕があった。指弾した一世の入も、後になってきつと、言いすぎたことを後悔したと思うし、その場の行きがかりということもあったとは思ふ。けれど、私もこの指弾には、腹が立ってしまった。これでは何のためのシンボか、二・三世の主体性などといっても、どれだけわかっているのか。事務局の青年が立つまでは、オレが代弁してやろうかなどとまで思ったりした。この例に限らず、年配の人達が、どれだけ現状を深刻に考えているのか、疑問に思わざるを得ぬことも多かったが、と同時に、総じて在日韓国・朝鮮人の年配層と若年層の間の断絶、あるいはせめぎ合いのようなものの、日本人の私にははるかに窺い知れぬものがあることを、改めて痛感させられるできごとだったように思う。

以上、あまりまとまりのない形で述べてきたけれども、次にもしこの種のシンボをやるのであれば、より一層良いものにできるだけの経験や、今回のシンボは与えてくれたと思う。

また、今回のシンボが到達し、声明書にもはっきりと記された種々の「課題」は、私自身力を尽くしていかなければならない課題であるとも思っている。

ニ 情報

■ 外国人登録の指紋廃止を要求

各地方自治体登録事務担当者で組織されている外国人登録事務協議会全国連合会は、①登録事務簡素化・合理化のための外国人登録法改正の早期実現②登録事務経費の全額国庫負担——の2点を国に要望していたが、このほど明らかになったところによると、地方自治体側から「指紋押なつ」制度が登録事務を煩雑にしているとの理由で、同制度の廃止を国・法務省に要望することになった。

国・法務省側は外国人登録法の改正を在日韓国・朝鮮人への管理の強化という視点からこれまでも検討していたが、地方自治体側の「指紋押なつ」制度廃止の要求にどう対応するのか注目される。

在日韓国・朝鮮人にとって「指紋押なつ」ほど屈辱的なものはないし、「外国人を犯罪人扱いするもの」という批判はかねてから強かった。しかし、当事者、地方自治体の要求に対して法務省内部では「個人識別の道具として現在においては、犯罪の捜査、変死人の身元調査、あるいは偽名や前科包蔵の発見などに大きな効果を上げている」として指紋押なつ制度の廃止には消極的な姿勢を未だに持っていると言われている。

■ 毎日新聞に差別用語

毎日新聞日曜版に連載されている随筆「公園通りの午後」(渡辺淳一著)の41回目(77年11月13日)に、在日韓国・朝鮮人をさす差別用語である「第三国人」という言葉が2度も使われて、問題になっている。

著者は、「もう一つの差別」というタイトルで母ひとり娘ひとりという家庭の娘が就職しようとしたところ、面接ですべて落されるという著者自身が直接聞いた話を紹介する中

で、「水商売、芸能界、プロスポーツ界に『第三人』が多いのもわかる」とか「第三人」の進む道は限られているという記述をしている。正に差別をしてはいけなと言いながら差別用語を使っているわけである。著者は「第三人という言葉は、韓国や台湾、ベトナム等の日本以外の東南アジアの人々をさすものと思っていた」とか「李恢成とか金達寿の作品を通して在日朝鮮人に対する差別があるんだなあと思う程度」という、極めてあいまいな認識しかなく、日立の就職差別事件も知らなかったと言っている。

毎日新聞側は、この記述に対して最初に抗議をした福岡市在住の同胞青年の文静三（ムン・ジョンサム）氏の抗議文と愛知県立大学助教授の田中宏氏の投稿を掲載したが、西部本社版だけにしか載しておらず、全国版で犯した誤まちを地方版で訂正するという不誠実な対応をしている。

田中氏は投稿の中で「他意はないとの弁解とか、禁句集を精密にすることによって片付けられてきた」と言い「渡辺氏はもちろん読者を含めてみんなで考え合うことが大事」と呼びかけている。

■ 趙賛宅氏裁判

協定永住資格をもつ趙賛宅（チョ・チャンテク）氏が一時帰国した際、一年間の再入国期限を不注意によって切らしたため、止むなく密入国したことに対し、退去強制処分を出したのは不当だとする裁判の第5回口頭弁論が趙氏が収容されている大村収容所で去る24日出張審問のかたちで行われた。

この日は、北林博弁護士が在日韓国人2世が強制送還された場合の人道的問題、再入国期限制度の運用の仕方について疑義が出された。

裁判後賛宅氏の兄の啓宅（ゲテク）氏は、「弟は係官から裁判を取り下げないと、出れる（仮放免？）ものも出れなくなる、と言われて悩んだようだ。自分が東京に足をはこんで法務省に訴えたのにも拘らず、相手にされなかった。入管側の都合のよい言い分に怒り

を禁じえない」と語っている。

次回は最終弁論で2月14日に行なわれる。

■ 私立高校でまた入学差別

豊昭学園（豊島実業高校校長・管野孝一・昭和鉄道学校校長・小山教孝）では、同校日朝交流委員と学校側との間で、民族学校卒業生の入学資格を認めるよう、話し合いが続けられてきたが、去る1月20日、学校側は今年度の入試については見あわせる、来年度については幹部会にはかり再検討すると述べた。その理由としては、①全先生の受け入れ準備が出来ていない②歴史、社会を教える上に問題である③就職指導上の問題（企業は差別をしている）がある④都立高校は入学資格を与えているが、豊昭学園は私学だから資格を与えなくても問題ない⑤韓国学園と朝鮮中学卒の生徒が入ったら内部で問題が起きなくても外部から問題が起きるかもしれない⑥昨年からの問題で準備期間があったが多忙であり難しい問題なので今回の結論しか言えない、というものであった。

同校日朝交流委員は、私学の独自性を盾に入学を拒否するのは民族差別である、学校側のいう受け入れ態勢とは何か教職員に明らかにしていない、進路指導上の問題があるのは確かだがこのことを避けて通るなら学校教育は成立しない、との観点から学校側を正していくことにしている。

また、神奈川県下で進学校として有名な聖光学院（ロゼール・フル校長）でも今年度募集要項に「日本国籍を持つ者」と明記されるという事件があった。

同校は、これまでも在日韓国・朝鮮人の入学を拒否していたが、募集要項に国籍条項を明記したということは、その差別性がより明らかになったと言える。

これに対し、民団では神奈川県本部を中心に、聖光学院の姿勢を正していくこととしている。

■ 国公立大学教員採用問題

在日韓国・朝鮮人大学教員懇談会（徐龍達、姜文圭両代表幹事）は、定住外国人を国公立大学の専用教員として採用するよう運動を進めてきたが、文部省は今春から国立大学教官に外国人を任用することについて検討を始めることとなった。

また、同会が日本学術会議（越智勇一会長）の会員の被選挙権、選挙権を外国人にも認めるよう要望したことに対して、日本学術会議は、継続討議とし、今月20日からの新会員へ引き継ぐこととなった。

■ 在韓被爆者問題

日本キリスト教婦人矯風会等の日本キリスト教婦人関係者は、韓国基督教会女性連合会（孔徳貴会長）が昨年まとめた「韓国原爆被害実態調査報告書」を含む在韓被爆者問題のパンフレットを出した。

これは、昨年行なわれたNGO被爆問題国際シンポジウムでリポートされたものを中心にまとめたもの。

この資料はRAIK（在日韓国人問題研究所）及び日本キリスト教協議会（電話・03-203-0372）で扱っている。

■ 本名呼称裁判

在日大韓基督教小倉教会の崔昌華（チョエ・チャンホ）牧師がNHKを相手どって起した本名裁判第3回控訴審が1月19日、福岡高裁で開かれた。

この日は、原告側から証人申請と一橋大学の田中克彦助教授（言語学）の鑑定人申請が

行われた。結局、次回5月13日に在日大韓基督教横浜教会の金君植（キム・クンシク）牧師と時事通信の樋口弘記者の証言が認められ、他は保留となった。

■ サハリン（樺太）抑留韓国人帰還訴訟

遅々として進まぬサハリン抑留韓国人の問題をテーマにした映画「忘却の海峡」が完成、1月24日に試写会が行なわれた。

松山善三がメガホンをとって製作したこの映画の反響は大きく、2月1日からの全国での上映会が期待されている。

■ 在日韓国人の「生保」受給者増加

民族紙の「統一日報」によると在日韓国・朝鮮人の生活保護受給者数は、'77年4月現在、'74年同月に比べて14%も増えている。同紙によると、在日韓国・朝鮮人の生活保護受給者数は、'65年の5万人強をピークに'74年まで漸次減少して2万8千7百54人となった。しかし'74年のオイルショックを契機に不況が進行するにつれ、'77年4月現在3万2千6百79人となっている。日本人を含めた生活保護受給者総数は6%しか増えておらず、不況のあおりをまともにくらっているのは在日同胞だとしている。

■ 北朝鮮が教育援助

朝日新聞1月7日夕刊によると、朝鮮民主主義人民共和国が在日朝鮮人中央教育会に、教育援助費と奨学金として日本円で4億6千万円を送った。

●連続セミナー

在日韓国・朝鮮人の 民族教育の歴史と現実

皇民化教育の歴史

佐藤 勝己

(日本朝鮮研究所)

1. その国の言葉まで奪い取ってしまうという植民地支配のやり方は、ヨーロッパなどかなりちがって、日本帝国主義独特の残虐性があるように思います。戦前の植民地支配は朝鮮人を日本人化すること、亜日本人化することに熱心だった。その中核が教育であったのであり、それは天皇制教育を徹底化することであった。

まず最初に皇民化教育の時代区分をおおまかにすると、

第1段階(1905～1910)天皇制教育地ならしの時代

第2段階(1910～1938)「一視同仁」「日本臣民化」政策——この内容の特色をひとくちで言うと①日本の統治は幸せである。②日本は世界の中で優秀民族であり、それになることはよいことである。③そのことはおくれた朝鮮にとっては幸せである、ということです。

第3段階(1938～1945)日中・太

平洋戦争を通しての「内戦一体化」政策で朝鮮語の全面禁止を中心とする創氏改名、皇国臣民の誓詞、チマチョゴリの禁止、宮城遙拝——ちょっと言っておくと、朝鮮人には神道はないから、無理やり神社とか各家庭に神棚をつくらせました。その他日本人作法の強制というぐあいに、朝鮮民族の生活、風俗、習慣を全部なくす、つまり、民族まっ殺政策です。

それから、この時代のもう一つの特色は「内地」における在日朝鮮人に対する教育強化であり、内戦「協和会」を組織して同化教育を徹底化するというにあった。

2. そこで第3段階の実例をもう少し述べますと、「皇国臣民の誓い」というのは「一、私共ハ大日本帝国の臣民デアリマス。一、私共ハ心ヲ合セテ天皇陛下ニ忠義を尽シマス。一、私共ハ忍苦鍛錬シテ立派ナ強い国民トナリマス。」というものです。これは、毎朝小学校で言わせるのですが、教師が子どもの中にスパイをつくり、遊び時間に誰が朝鮮語をしゃべったかを告げ口させ、その子には小遣いをやり、授業が始まると朝鮮語をしゃべった子に体罰を与えるという全くひどいやり方です。

では、なぜこのようなことまでしたのか、それは朝鮮人を日本軍隊に徴兵したとき反抗されないために、教育によって民族の思想性をぬき去るという目的からであるといえます。

3. では、次に日本での朝鮮人教育についてのべます。まず内戦「協和会」という組織が

あり、それには朝鮮人全部が入会を義務づけられ、会員証（協和会手帳）をもたされるのです。これは現在の外国人登録証の戦前版なのです。

中央協和会が国にあり、各県には府県協和会があって会長は県知事、市町村は支会で警察署長が会長となり、さらに分会という組織となる。

この協和（会）教育の基本は、朝鮮人はダメであるから日本人にしてやる、日本人に従えということであり、皇民精神の注入と内地の躰（しつけ）であった。それは、地域別、職場別に徹底した講習会を行い、その講師は日本人教師、警察の特高か内戦係、在郷軍人などで、たとえば「しつけ」などは、日本語はもちろん、着物（和服）の着方、衛生思想納税、裁縫、時局講演などです。

次に学校教育について申し上げますと、まず原則として日本人と同じ義務教育となっていました。しかし敗戦前年ですら就学率は70%程度ですから義務教育といっても名ばかりで、権利として保障するというようなものではありません。就学形態は一般には混合教育つまり日本人学校に行くのですが、昼行けない者のため夜間学校が一部ありました。

ところが、混合教育の原則に反して、朝鮮人の子どもだけを分離してやった分離教育という例外が尼崎にだけあった。このことは、尼崎の小野寺逸也さんの「1940年前後に於ける在日朝鮮人問題の一」（朝鮮研究50号、1967. 2. 3月号）論文がありますので、この文はかなり実証的に書かれた立派なものですから、皆さんも読んでいただきたい。

ここで問題になるのは、なぜ分離教育が行なわれたかということです。それによりますと、M部落と書かれてありますが、武庫川改修工事が1920年8月に着工、それによって多くの朝鮮人が居住するようになった。そこで人口増のため公立小学校を増築しなければならないが、学校を建てるより朝鮮人だけバラック建に集めた方が金がかからないと村当局が考えたことです。それでも人員収容が

できず二部（交代）授業まで行なわれたのです。

それからもう一つの原因は、これは重要なことですが、M部落には被差別部落があり、それに対して被差別部落民を分離教育させたいという地元住民の差別意識が根づよく残っていた。しかし、それはできないのでせめて朝鮮人だけでも分離させよという差別意識から生まれたものであるといっています。このことは部落問題との関連で、今後研究しなければならない重要な問題が含まれています。

それから、またこういう調査も書いてあります。1941年7月兵庫県協和教育研究会が「どんな人物になりたいか」という調査報告です。朝鮮人児童は第1位乃木大将、第2位楠木正成、第3位二宮金次郎というぐあいになっています。同じことを日本人児童にした場合、第1位楠木正成、第2位二宮金次郎第3位乃木大将となっている。これは無理に書かされたという面もあると思いますが、民族性剝奪の協和教育の本質をみる事ができる思いです。

4. そこで戦前の皇民化教育をどうみるかということです。これは日本人側からの問題として言えば、日本の敗戦の考えというか戦争責任のとらえ方というか、それは、アメリカには敗けたが、植民地支配についての反省は全くといっていいほどないのです。

同化教育の一番の推進者が日本人教師であったこと。「教え子を再び戦場に送らない」という日教組のスローガンがあるが、ほんとうに他民族への同化を強制したことへの反省ない総括がきちんとなされているのであろうか。

現在の公教育を見てみると、一般的にいえば、それは同化教育そのものであり、戦前の植民地支配の延長が戦後にもちこまれたのである。その意味からいえば、在日朝鮮人にとっては8・15はなかったものと言われているのではないか。

（兵庫民関連第1回セミナー'77. 6. 25）

官庁統計にみる

在日朝鮮人の帰化の数字

金 英 達(神戸大学学生)
キム ヨン ダル

1. 官庁統計でいう「朝鮮人」の意義

官庁統計上の「朝鮮人」あるいは「韓国・朝鮮人」という表記は、あくまでも法的に意味づけられたものである。「朝鮮戸籍令の適用を受け、朝鮮戸籍に登録されたもの（登録すべき事由の生じたものをふくむ）およびその子孫」と定義づけられており、朝鮮民族の血筋とは関係なく、簡単に言えば、日本の戸籍を有していない者の呼称である。

例えば、帰化に関する統計で、原国籍が「朝鮮」とされていても、そのなかには日帝時代に朝鮮人男性と婚姻することにより朝鮮戸籍に入籍し、サンフランシスコ条約発効時に日本国籍を失なうことになった日本人女性が多数ふくまれている。また、朝鮮人と日本人との国際結婚の統計において、その「日本人」のなかには、多くの帰化した朝鮮人がふくまれていることは周知のことであろう。

したがって、私たちが在日朝鮮人運動において、「同胞」として包括していくべき対象である、なんらかの意味で民族的課題を共有している実質の意味での「在日朝鮮人」と、官庁統計に出てくる法的に定義づけられた形式的意味での「在日朝鮮人」とは、すこし範囲を異にするということを、統計を読む場合にまず留意しよう。

2. 帰化許可の官報告示

日本の国籍法によれば、帰化の効力発生は、法務大臣の許可（同法3条2項）という実質

的要件にかかるとともに、官報への告示（12条1項）という形式的手続も要件とされ、しかも官報告示日が効力発生日（12条2項）とされている。したがって、官報に告示された人数が実質的な帰化許可者数である。

国家の公告機関紙である『官報』は、その性質上誰にでも容易に閲覧できるので、その気になれば、官報がそろっている図書館などで、帰化許可の法務省告示を拾って人数を数えてみる事が可能である。官報告示は、1970年までは、次の5項目によって表示されていた。

- ① 原国籍（朝鮮人の場合は、一律に「朝鮮」と記載されているが、それは表示方法上の「用語」であるとの見解をとっている——昭和41年4月2日付法務省民事甲第1025号民事局長通達）
- ② 出生地（これにより一世であるか否かがわかる）
- ③ 住所
- ④ 氏名（朝鮮名のほか日本式通名がすべて列挙されている。帰化後の氏名は記載されていない）
- ⑤ 生年月日（これにより帰化時の年齢がわかる）

ところが、71年以降は、たんに③住所、④氏名、⑤生年月日の3項目だけによる表示になり、官報からは原国籍別の帰化許可者の内訳を知ることはできなくなった。

この表示簡略化の理由は定かではないが、

69年以降、政府発表の帰化統計が時期を合わせていっせいに、外国人一般の許可総数しか公表しなくなったことと考え合わせ、その頃の帰化政策の推移にともなう、いっその行政秘密化のあらわれだと思われる。

さて、私自身が官報の告示人数を数えて集計したものを示せば次のとおりである。

年	帰化総数	うち朝鮮人
1964	5444	4623
1969	2157	1895
70	5381	4645
71	3386	
72	6852	
73	13634	
74	7389	
75	8568	
76	5600	

(注) 数えまちがい、数えおとしなどがあるから、下2ケタの数字は信用できない

3. 帰化に関する原資料の所在

帰化や国籍離脱などの国籍事務を所掌しているのは、法務省の民事局第五課という官庁であるので、帰化に関する統計はすべてここから出てくることになる。

調査者自身の公開による統計資料を、いまかりに「原資料」と名づけ、原資料からの引用を「第2次資料」と呼ぶならば、私たちが独自の観点で統計数値を整理するときは、その数字の正確な意味をつかみ、比較すべき数字の同質性を確保し、誤記誤植を防ぐためにも、原資料に直接に（不可能なときはできるだけ）当らなければならない。あちこちの部分的データや孫引きを、はさみとのりでつぎはぎすることには十分慎重でありたい。

それでは、国籍事務を権限をもって実際に担当している機関や職員（法務省、法務省民事局、民事局第五課およびそれらの実務家）が、帰化についての統計をどんな政府刊行物に発表しているのであろうか。目星をつけたところを「てあたりしだい」に、あるいは帰

化に関するいろいろな記事・論文から「いもずる式」に探し回ると、だいたい次のような4種の刊行物にゆきつくようだ。

- ① 『法務年鑑』（法務大臣官防司法法制調査部調査統計課）所載の各年度の法務省民事局第5課の国籍事務に関する業務報告
- ② 『法曹時報』（法曹会発行）所載の、法務省民事局「昭和〇〇年度の法務民事行政の歩み」
- ③ 『民事月報』（法務省民事局第1課編集、法務局事務員に執務参考資料として配布）所載の論説・資料
- ④ 『官報資料板』（官報の付録、政府各省庁共同編集の政策宣伝誌）掲載の国籍・帰化関係の記事

4. 帰化行政の内部機構

私たちが統計を利用するのは、単にその抽象的な数の大きさを見るのではなく、そこに数量的に反映されている社会的事実を読み取ろうとするのである。したがって、まずその数字が何の事実についてのものなのかという、統計数字の性質をはっきりさせなければならない。そのためには、統計の対象とされている事項についての十分な知識が不可欠である。帰化について言えば、日本の帰化行政の内部的な仕組みを理解しておくことが必要だと思う。

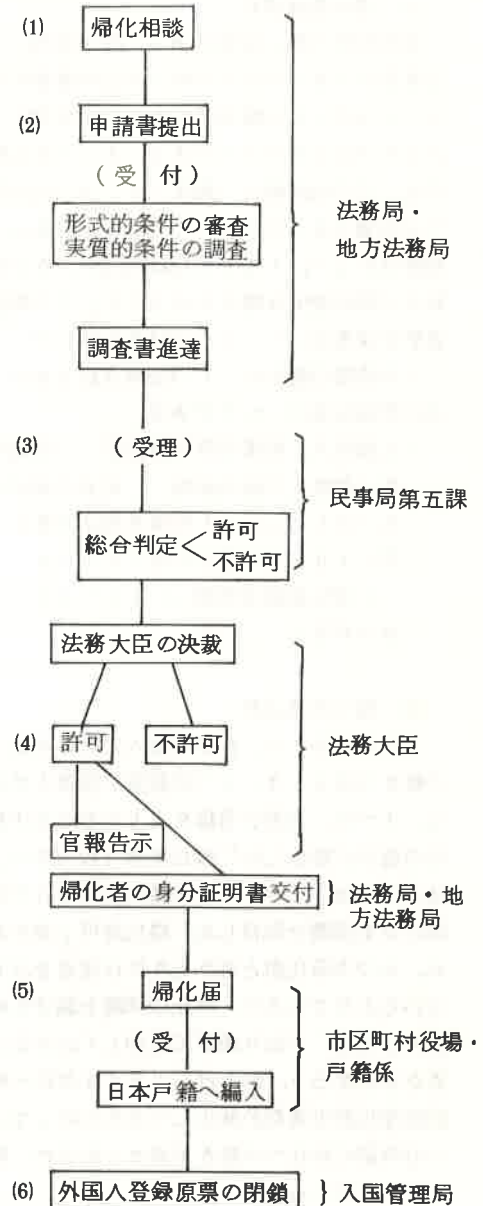
しかし、そうは言ってもことは簡単ではない。帰化行政はきわめて密室的で、かんじんなことはほとんどといってよいくらい公表されないからだ。それは、帰化が入官行政と並んで、在日朝鮮人に対する治安政策として行なわれていることに本質があるのだけれども、その行政がガラス張りでないことを許す立法（国籍法）上の理由が2つある。

1つは、帰化許可が本来的に国家の専権事項とされ（同法3条）、法定の帰化条件（4条各号）を具備している場合でも、なお法務大臣の胸三寸（自由裁量）によるものとなっていることである。つまり、集質上の許可基準が法文上で客観化されていないことからく

る不透明さである。

第2に、例えば物権変動や身分行為については、民法を実体法としてそれぞれ詳細な手続法（不動産登記法・戸籍法）が存在するのに比べて、国籍変動たる帰化については、その手続がほとんど法定化されていないことである。手続規定としては、国籍法11条以下の3ヶ条と同法施行規則1条のみであり、あとはすべて通達によって行政実務が遂行されている。恣意的な有権解釈が幅をきかし、しかも多くの通達が非公開というありさまだ。したがって、外部からのチェックが事実上機能しておらず、それがために、入管行政における「特在許可」と同じような不透明さが生じることにもなっている。

以上のような困難性から、いっていい推測とならざるをえないが、「民事月報」所載の民事局第五課職員の論説・資料などから探ったところでは、法務省内部における帰化の行政機構および手順は次のとおりである。



5. 統計数字の性質的分類と段階的整理

(1) 帰化相談者数

帰化行政の第1段階である「帰化相談」は、当事者がさまざまな社会的・内面的葛藤のすえ、ともかくも法務局におもむいて申請についてたずねてみることである。もっとも実際には、その前段階に、帰化ブローカー的人物や司法書士などが介在していることもあると想像されるが、ともあれ行政当局が、在日朝鮮人の帰化動向を測るものとして、この相談者数を重要視していることはまちがいない。

この段階の統計は、1つ公表されており、その所在は次のとおりである。

・大森和人(民事局第5課係長)「国籍事務の趨勢と今後の動向 過去の統計をもとにして——」(民事月報24巻10号・1969年10月号)P116

「帰化相談者数調」(1954年～1968年)

(2) 帰化申請者数

一般に私たちが、在日朝鮮人社会の帰化への動きをみるとき、2つの数値が指標とされる。1つは、必要な書類をとりそろえて法務局の窓口へ提出した「帰化申請」数であり、他の1つは、そのうちで申請が許可されて実際に日本国籍を取得した「帰化許可」数である。ふつう帰化数と言うときには後者をさしているようであるが、帰化の問題を論ずるにあたっては、やはり厳密に区別してかかる必要があるだろう。例えば、1969年に一時的に帰化許可者数が減少したからといって、その時期に帰化への動きが弱まったとは一概に言えないからである。

共和国への帰国事業、「韓日条約」締結、二・三世の成人化などの在日朝鮮人社会の大きな変化にともなう帰化動向の推移をみるためには、この申請者数の統計が最も重要であると思われるのだが、今のところこの段階の統計で公表されたものはないようである。

なお、「法務年鑑」昭和27～43年版中にみられる「受理数」あるいは「受付数」というのは、民事局第五課での調査書推達の受

理数であると判断されるので、法務局段階での申請受付数とはいちおう区別して考えるが年度のズレはあっても基本的にはその数を反映していると思われる。

(3) 民事局第五課での帰化事務処理状況

在日朝鮮人に対する帰化政策の総元締で、帰化行政の本省たる官庁が、法務省民事局の第五課である。帰化に関するあらゆるデータが、ここの書棚にあるいは机上に蓄積・整理されており、新たな帰化政策の立案にあたって、独占的に利用されていることであろう。

最近では、ここの法務専門職にあった法務事務官の横内英夫氏が、法務総合研究所での昭和49年度の法務研究の1つとして、「戦後における我が国帰化申請者の実証的研究——帰化申請者の実態分析——」なる報告をまとめあげている。坂中英徳氏の論文にうかがわれる入国管理局側の新たな動きと考え合わせると、日本政府の在日朝鮮人政策の基調が、帰化促進政策に転換する気配が感じられないでもない。

それはさておき、この第五課において、申請に対する許可・不許可が、法務局段階での調査書を基礎とし、政策的判断を加味して、実質的に判定されていると思われる。

法務省民事局第五課における「帰化事件」事務処理実績

(単位 1件=1人)

年次	受理件数	新規受理	既済件数		未済件数 (調査中につき 翌年へ繰越)	許可率 (許可件数 既済件数)
			許可	不許可		
1	1952	1,095	509	290	219	57%
2	53	3,365	1,996	1,428	568	72
3	54	5,741	4,029	2,806	1,223	70
4	55	7,297	5,079	2,747	2,332	54
5	56	7,974	5,219	2,834	2,385	54
6	57	8,748	5,541	2,632	2,909	48
7	58	9,197	5,690	2,794	2,896	49
8	59	10,989	6,216	3,196	3,020	51
9	1960	12,903	6,812	3,857	2,955	57
10	61	13,762	6,173	3,240	2,933	53
11	62	15,886	7,047	3,614	3,433	51
12	63	17,110	6,619	4,100	2,519	62
13	64	19,250	7,789	6,572	1,217	84
14	65		7,873	6,687	1,186	85
15	66		7,029	5,409	1,620	77
16	67		7,002	4,786	2,216	69
17	68		5,479	3,501	1,978	64

【数字出典】

1～13：「法務年鑑」昭和27～39年版の各年版の「帰化事件処理実績」に拠る。

14～17：「法務年鑑」昭和40～43年版の「帰化事件処理件数」に拠る。

【注】

①古い年度の数字が新しい年鑑で合計数とともに直されているものは、訂正されたものとして訂正後の数字に拠った。

②1952～53年の「翌年へ繰越」数と、1953～54年の「前年より繰越」数の食い違いは年鑑のまま。

③昭和44年版以降の年鑑には、「帰化許可者数」が載せられているだけである。

この表に採用した「法務年鑑」昭和43年版までの許可件数は、「民事月報」や「官報資料版」の統計中の帰化許可件数と大きく食い違っていたので、前掲官報告示数を決め手として、この表の数字は民事局第五課での内部処理過程のものであり、「法務大臣の許可」と「官報告示」を経た法的効力のある帰化許可数とは区別すべきであると判断した。

(4) 帰化許可者数

朝鮮人の帰化許可者数 (単位：人)

	年次	帰化許可総数		朝鮮人の占める割合
			朝鮮人	
1	1950.7.1～1951	16	—	—
2	1952	282	232	82%
3	53	1,431	1,326	93
4	54	2,608	2,435	94
5	55	2,661	2,434	91
6	56	2,547	2,290	90
7	57	2,582	2,312	90
8	58	2,594	2,246	87
9	59	3,076	2,737	89
10	1960	4,156	3,763	90
11	61	3,013	2,710	90
12	62	3,614	3,222	89
13	63	4,100	3,558	87
14	64	5,445	4,632	85
15	65	4,088	3,438	84
16	66	4,735	3,816	81
17	67	4,150	3,391	82
18	68	3,501	3,194	91
19	69	2,153	1,889	88
20	1970	5,379	4,646	87
21	71	3,386	2,874	84
22	72	6,825	4,983	73
23	73	13,629	5,769	42
24	74	7,393		
25	75	8,568		
26	76	5,607		
	合計	107,539	(67,897)	

☆1950年7月1日は現行の国籍法が施行された日である。

【数字出典】

1～18：大森和人「国籍事務の趨勢と今後の動向」（民事月報1969年10月号）

19～25の帰化総数：「法務年鑑」昭和44～50年版

26：法務省民事局「昭和51年度の法務民事行政の歩み」（法曹時報1977年6月号）

19～23の朝鮮人帰化総数：金正柱「解放後在日韓国人の法的地位」（韓国学術研究院主催「在外韓国国民の現実と問題」に関する国際シンポジウム発表論文、1975年6月）。資料出所は、法務局民事五課となっている。

帰化の問題を考えるにあたっての最も基礎的な数値が、この許可数であることは言うまでもない。問題はこの大枠の数字の中味である。つまり、帰化全体に占める朝鮮人の相対的比重、さらに朝鮮人について、男女別、年令、職業、血縁関係などの内訳とその推移を明らかにすることである。ここでは、まず帰化総数と朝鮮人の割合を整理した表をかけた。

(5) 帰化届件数

帰化を許可された者には、法務局から許可通知とともに「帰化者の身分証明書」が郵送されてくる。この証明書に基づいて、日本人としての新戸籍が編製されるわけだが、そのために告示の日から10日以内に、新たに定める本籍地市区町村役場に帰化届をしなければならない（戸籍法102条）。

この毎年度の帰化届件数については、次のような刊行物に発表されている。

①前掲「法務年鑑」

②前掲「法曹時報」

③法務省「民事・訟務・人権統計年報」

④全国連合戸籍事務協議会編「戸籍」（テイハン発行）

(6) 外国人登録原票の閉鎖

帰化により、外国人登録証明書を告示の日から14日以内に、居住地の市町村長に返さなければならない（外国人登録法12条2項）。登録証明書の返納により、登録原票が閉鎖されるわけである。

帰化許可者は、帰化届をしたことの確認のために、新戸籍の戸籍謄本を法務局に提出することになっている。たいていの場合は、帰化届の際に、登録証明書を返すのも戸籍謄本をもらうのも同時になされる。つまり、「外入手帳」の返納と「日本戸籍」の入手、これが帰化手続の終局である。

帰化による外国人登録原票の閉鎖数は、「出入国管理白書」（昭和50年度版）に、昭和40～49年の10年間の統計が載っている。

6. 帰化許可者についての内訳統計

これについては、何よりも入手できる資料がきわめて少ないので、ここでは今までに見つけることのできた統計の所在を紹介するだけにしたい。

(A) 大森和人「国籍事務の趨勢と今後の動向」（『民事月報』24巻10号・1969年10月号所収）

① 年別および原国籍別帰化許可者数調（昭27. 4. 28～昭43. 12. 31）〔P. 86～87〕

② 帰化許可者の国籍・職業別等分類表（昭27. 4. 28～昭30. 12. 31）〔P. 90～91〕

③ 帰化許可者の国籍・職種別等分類表（昭31. 1. 1～昭43. 12. 31）

④ 帰化許可者の血縁関係調査表（国籍・男女・年令・血縁関係別分類）（昭27. 4. 28～昭43. 12. 31）〔P. 94〕

(B) 法務省入国管理局編『出入国管理白書』（昭和34年版）

⑤ 朝鮮人の帰化（血縁関係別分類）（昭27. 4. 28～昭33末）

(C) 法務省入国管理局編『出入国管理とそ

の実態』(昭和39年版)P.91

⑥ 外国人の帰化(国籍・男女・年令・身分関係別分類)

(昭27.4.28～昭37末)

(D) 森田芳夫「数字からみた在日朝鮮人」

(『外務省調査月報』1巻9号・1960年12月号所収)P.71

⑦ 朝鮮人の帰化(血縁関係別分類)

(昭27.4.28～昭35.8)

(E) 坪井豊吉『在日朝鮮人運動の概況』

(復刻「在日同胞の動き」自由生活社・1975)P.17

⑧ 朝鮮人帰化の内訳表(血縁関係別分類)(昭27～昭31)

(F) 法務省「数字からみた在留外国人」

(『官報資料版』142号・1958年7月11日付)P.7

⑨ 朝鮮人の帰化(血縁関係別分類)

(昭27.4.28～昭32)

従来、在日朝鮮人の帰化については、朝鮮人の民族意識に訴える心情的な議論が多かつ

た。こうした帰化論は、「民族」という大義名分をふりかざすことによって正当論たりえているのだが、民族意識が変容している二世三世の青年たちにはあまり説得力があるとは思えない。また、あいかわらず「成和クラブ」や「山村政明」が話題にとりあげられて、腹立たしいほどの不毛な観念論もくりかえされている。

毎年四～五千人の朝鮮人が確実に帰化していくという現実を前にして、私たちはもっと有効な対応策を探し出す意欲をもった議論を展開するべきだと思う。それにはまず、帰化の実態を正確にとらえて過小にも過大にも評価せず、帰化そのものの客観的意味を在日朝鮮人問題全体のなかで考察しながら、日本政府の帰化政策に効果的に反撃しうる方途を提示して、運動に寄与したいと思うのである。

ひとつの政策体系の本質追求には、それに関する官庁統計の分析が不可欠である。その前提作業として、私なりの観点から統計数字の整理を試みてみたが、帰化問題を考えていくうえでの参考になれば幸いである。

民闘連ニュース定期購読のお願い

民闘連ニュースは、各地の民族差別と闘う運動を紹介していく中で、具体的に運動体間の連絡を保障していくとともに、教育問題・就業差別・行政差別・入管問題等に関する資料と情報を読者の皆様に提供すべく発行してまいりました。今号をもって第27号となりますがこの間、民族差別によってどう人間が歪められているか、何故民族差別と闘わねばならないのかという関心を深め、民闘連運動の発展に寄与したと自負するとともに、今後とも差別体制を告発し、かつ撤廃させていくものでありたいと思っています。

しかし、民闘連ニュースは、事務局の判断で、すでに民族差別問題に強い関心を持つグループ、個人、あるいは、民族差別問題に取り組んでおられる多くの方々に郵送を続けてきましたが、諸物価の上昇、郵送料の値上げ、購読料の未回収等の諸条件が重なり、今日重大な財政的危機を抱えこむようになりました。

どうかこうした事情を御理解の上、誌代の払い込み、定期購読の申し込みに積極的な御協力を御願ひします。

一日も早くニュース発行継続のための自立体制を確立したいと思いますので宜しく御協力願ひます。

申し込み、振り込み先

〒160 東京都新宿区西早稲田2-3-18-52

民族差別と闘う連絡協議会

郵便振替番号 東京5-30268

「在日朝鮮人の法的地位問題」研究参考資料 (1)

G H Q 占領下における 在日朝鮮人の法的地位に 関する「法務総裁」の意見

昭和23年2月15日から昭和27年7月31日までの間、法律問題に関する日本政府の最高顧問機関として「法務総裁」がおかれ、内閣その他に対して意見を述べ法務を統轄していた。その意見集のなかから、在日朝鮮人の法的地位に関連するものを拾い出し、その要旨を整理してみた。原資料は各年度の『法務総裁意見年報』（全5巻6冊）である。

第1巻（昭和23年度）

- 日本の国籍を有しないものは日本政府の警察官や臨時職員になることができるか

連絡調整中央事務局第二部長 石黒四郎照会
法務調査意見長官 兼子一回答
昭和23年8月17日

- (イ) 警察官は公の権力の行使を担当するものであり、従って日本政府の警察官たるためには日本国籍を必要とする。
- (ロ) 国家のために学術的もしくは技術的の事務を処理し、または機械的の労務を提供するに過ぎないような公務員になるためには日本国籍を必要としない。

第2巻（昭和24年度）

- 在日外国人の請願権及び在日朝鮮人の国籍について

参議院法制局長 奥野健一照会
法務調査意見長官 兼子一回答
昭和24年4月28日

- (イ) 請願権の行使は国に対し単なる受理の義務を課しているだけであるから、この権利は国民が国の機関として国の公務を行う権利である参政権とは性質を異にしている。請願はその目的あるいは内容の如何を問わず、単に希望の表示にすぎず、外国人にも自己の生活を営む社会である国に対して希望をのべうる利益を享有させることには別段の支障もない。請願権に関する憲法第16条の規定は、一般の在日外国人にも適用される。
 - (ロ) 朝鮮人の国籍は講和会議において正式に決定されるものであり、現在は未確定の状態にある。条約締結に至っていない現在彼等は日本国籍を失っていないといふべきで、殊に日本在住のものに関してはそういえる。勿論個々の場合にあっては、例えば外国人登録令の適用については外国人として取り扱われるなどその取扱は一定していないので、あたかも二重国籍の状態にある如き感を与えるものである。
- 外国人は日本の児童の里親又は養親になれるか

厚生省児童局長 小島徳雄照会
法制意見第一局長 岡咲恕一回答
昭和24年6月21日

- (イ) 連合国占領軍の将兵又は連合国占領軍に附属し、若しくは随伴する者は、国際慣習法上、一般に治外法権をもち、被占領国たる日本国の行政権は、これらの人々には及ばない。
- (ロ) (イ)以外の外国人(朝鮮人及び台湾人を含む)には、国際法上、治外法権は認められていない。従って、特にその適用を排除するという、連合国最高司令官又は連合国最高司令官から権限を与えられた者の指令がない限り、これらの人々には、わが国の法例、民法及び児童福祉法が、当然適用される。従って、それらの規定に従って、里親又は養親になることができる。

○ 外国人及び朝鮮人の市町村農地委員会の選挙権及び被選挙権について

農林省農地局長 照会
法制意見第一局長 岡咲恕一回答
昭和24年7月14日

- (イ) 市町村農地委員会は、農地調整法及び自作農創設特別措置法に基づいて設けられた公の機関であり、その構成者たる委員は公務員であるが、その性格の重要な一面は、いわゆる小作農、自作農及び地主の社会的利益の代表者たるにある。従って、外国人といえども、右農地関係者に該当する限り、特にこの地位から排除すべき特設の理由は認められない。外国人についても農地委員の選挙権及び被選挙権が認められる。
- (ロ) 朝鮮人の国籍については、まだ講和条約の締結をみない現在においては未確定の状態にあるが、本問題に関する限り、朝鮮人もまた、農地委員の選挙権及び被選挙権を有することは当然である。

○ 統計法第5条は外国人にも適用されるか

統計委員会事務局長 川澄已知雄照会
法制意見第一局長 岡咲恕一回答
昭和24年9月16日

- (イ) 国際法又は連合国占領軍の管理政策によりわが国内法規の適用を受けない特権を有する者を除き、一般には外国人にも適用される。
- (ロ) なお、朝鮮人及び台湾人の国籍については、まだ講和条約が締結されない今日においては未確定の状態にあるが、現在既に日本の国籍を失ってしまっているということはできないから、これらの者に対しては、日本人の場合と同様、当然わが国の統治権が及ぶ。従って、統計法第5条の規定は、(イ)の特権を有する者を除き、連合国人並びに朝鮮人及び台湾人にも適用される。

○ 外国人登録令による登録事項として指紋を追加することについて

外務省連絡局長 木村四郎七照会
法制意見第一局長 岡咲恕一回答
昭和24年11月15日

- (イ) 外国人登録令施行規則の改正によって、指紋を、あらたに「所要事項」に追加することができる。
- (ロ) 地方公共団体の条例では、「所要事項」を定めることはできない。
- (ハ) あらたな事項を「所要事項」に追加しても、従前の証明書は、当然無効とはならない。これを無効とするためには立法的措置を必要とする。

第3巻1号(昭和25年度前半)

○ 外国人登録証明書の不携帯とその呈示拒否の罪について

八戸市警署長 松本良吉照会

法制意見第一局長 岡咲恕一回答

昭和25年1月26日

(イ) 外国人登録令に基き、当該官吏から登録証明書の呈示を求められた外国人が、それを携帯していないために呈示することができなかったというだけでは、ただちにその「呈示を拒否した」ものとはいえない。

(ロ) 朝鮮人は外国人登録令の適用については、当分の間外国人とみなされているから、いわゆる登録証明書を常に携帯していなければならない。従って、これを携帯していないということは、連合国最高司令官の承認を受けずに本邦に入った（以下この行為を密入国と略称する）者、すなわち同令第3条違反の罪を犯した者であると疑うべき一つのよりどころとなるが、ただそれだけではかならずしも同罪を犯したことを疑うに足りる「相当な理由」がある（刑事訴訟法第199条）ものと速断することはできない。もし、その不携帯の理由について本人の弁解するところその他具体的状況に照して、右にいわゆる「相当な理由」があるといえるような場合ならば、逮捕状によって逮捕し、密入国の事実を取り調べることができる。

第3巻2号（昭和25年後半）

○ 朝鮮人及び台湾人に対する未復員者給与法の適用について

大蔵省主計局長 河野一之照会

法制意見第一局長 高辻正巳回答

昭和25年9月18日

(イ) 未復員者給与法は、朝鮮人又は台湾人

にも適用がある。

(ロ) 内地外で復員した朝鮮人又は台湾人で、そのままその土地に定着し、又は内地を経由することなく朝鮮又は台湾に帰還した者（以下内地外復員者という）に対しては、その俸給を支払う必要があるが、その帰郷旅費を支給する必要はない。

(ハ) 内地外復員者が復員後3年以内に療養の請求をした場合は、療養を行い、又は朝鮮若しくは台湾における療養の費用を支払わなければならない。また、未復員者たる朝鮮人又は台湾人が死亡し、その遺族が内地外にある場合、本人死亡の日までの俸給、遺骨の引取費及び埋葬費は、その遺族に対して支給すべきである。

第4巻（昭和26年度）

関連するものなし。

第5巻（昭和27年度）

○ 出入国管理令にいう「本邦」の意義について

海上保安庁警備救難部長 松野清秀照会

法制意見第一局長 高辻正巳回答

昭和27年4月9日

(イ) 本来、国はその統治権の作用として、その国の出入国を管理・規制する権限を有するとともに、その権限の行使が許される地域的範囲は、その国の統治権の及ぶ範囲、すなわちその領土の全域にわたり、しかもその領土の中には、単に陸領だけではなく、領海も含まれることは、国際法上一般に承認されたところである。

(ロ) 出入国管理令第3条及び外国人登録令第3条1項にいう「本邦」は、領海を含む。

資 料 案 内

(R A I K 取 扱 い)

☆ R A I K 発 行 資 料

- 就職差別問題資料一糾弾!! 労働省・労務行政研究所 ⅴ7 200円
- ㊟資料集「外国人子弟の教育についての諸問題」 300円
- THE KOREAN MINORITY IN JAPAN: THEIR PROBLEMS 600円
- 民闘連ニュース 1号〜27号(民闘連刊) 各150円
- 第二回民闘連全国交流集会資料集(民闘連刊) 500円
- 第三回民闘連全国交流集会資料集(") 1,000円

☆ 日 立 闘 争 関 係 資 料

- 在日朝鮮人に対する同化教育についての考察——解放後における大阪を中心に——
朴君を囲む会刊(資料集ⅴ2) 300円
- 証言集1 佐藤勝己 " (" ⅴ3) 200円
- 証言集3 梶村秀樹 " (" ⅴ4) 150円
- 証言集4 李 殷 直 " (" ⅴ5) 150円
- 朴鐘碩・就職差別裁判三年間の地平 " 400円
- 日立就業差別裁判・判決全文 " 100円

☆ 各 運 動 体 そ の 他 の 発 行 資 料

- 「マイノリティー問題と宣教戦略」会議報告 在日大韓基督教会総合刊 100円
- ㄱ가(コゲ)第1集〜第4集 在日大韓基督教婦人会全国連合会刊 各300円
- 燈台 第29〜第33号 在日大韓基督教青年会全国協議会刊 各500円
- 地域運動の手引き " " 500円
- 日韓両国間の正義と平和のために 日韓キリスト者連絡協議会刊 200円
- 韓国通信 韓国問題キリスト者緊急会議刊 150円
- DOCUMENTS ON THE STRUGGLE FOR DEMOCRACY IN KOREA 2,000円
- 韓国民主化闘争資料集 1973-1976 韓国問題キリスト者緊急会議刊 1,600円
- 在日韓国・朝鮮人を理解するために 日本キリスト教団日韓連帯特別委員会 200円
- アジアの入権 1号〜5号 アジア入権センター刊 各400円
- ヒロシマを持って帰りたい 韓国の原爆被害者を救援する市民の会刊 300円
- 在日朝鮮人の日本渡航史 400円
- 申京煥君の強制送還を許すな! ⅴ1〜2 申君を支える会刊 300円
- 自分の意志で堂々と帰りたい 資料集ⅴ3 " 150円
- 申京煥君裁判資料 " 400円
- 申京煥君を支える会全国ニュース " 各100円
- 申京煥裁判 証言集・第1集 申京煥を支える会刊 600円
- " " 第2集 " 400円
- 在日朝鮮人問題連続講座・講演録 申京煥君を支える会刊 300円
- むくげ通信・合本 1977年版 ⅴ40〜ⅴ45 むくげの会刊 600円
- 申京煥退去強制事件 鑑定書(高野雄一)申京煥を支える会刊 200円
- 強制送還阻止! —— 韓さん一家支援のために 韓さん一家を守る会刊 300円

・入管と縁を切りたい! №1~2	金鐘申さんの裁判をすすめる会刊	300円
・現代版創氏名を許すな!	人格権訴訟を支える会刊	500円
・在日朝鮮人金敬得氏の司法修習問題	金敬得君を支援する会刊	300円
・金敬得問題資料 司法修習生=弁護士と国籍		2,500円
・きつつきの群れ —— 京都韓国学園建設問題に関する資料集 ——		
	京都在日外国人の民族教育を守る会刊	500円
・京都韓国学園建設促進/ 7・20 集会報告書	京都韓国学園建設促進連絡会議刊	300円
・京都韓国学園問題	京都韓国学園建設促進青年協議会刊	200円
・川崎における地域運動 —— 民族運動としての地域活動をめざして —— 資料№1, №2		
	川崎・在日同胞の人権を守る会刊	各300円
・行政差別撤廃運動 —— 尼崎市闘争記録集 ——	民族差別と闘う兵庫連絡協議会刊	300円
・韓国留学生運動史 —— 「早稲田大学 同窓会七〇年史」 ——		2,500円
・在日朝鮮人処遇の推移と現状	湖北社刊	2,200円
・朝鮮解放運動史(1919年~1953年)	"	2,600円
・朝鮮における日本人の活動に関する調査	"	2,200円
・在日朝鮮人の諸問題	佐藤勝已著 同成社	1,500円
・在日朝鮮人 —— その差別と処遇の実態 ——	佐藤勝已著 "	2,300円
・日本人教師にとわれているもの	在日朝鮮人生徒の教育を考える会刊	400円
・在日日本人と在日朝鮮人	東京大学法学部・大沼ゼミナール(1976)	750円
・定住外国人と国公立大学	在日韓国・朝鮮人大学教員懇談会編	500円
—— 教員任用差別の撤廃を訴える ——		
・「なにが問題なのか」 差別白書第一集	民国中央本部・民生局	300円
・行政差別撤廃運動 講演資料集	"	500円

☆日本の学校に在籍する朝鮮人児童生徒の教育を考える会 発行資料

・우리말을返せ! の要求に応えて		400円
・本名と教育	資料集№1	300円
・在日朝鮮人教育の原点を探る 改訂版	" №2	300円
・なぜこんなに朝鮮人が日本に住んでいるのだろうか 改訂版	" №3	300円
・なぜ日本の学校に多くの朝鮮の子どもが学ぶことになったのか		
—— 民族学校閉鎖と再建への動きの歴史 ——	" №4	300円
・なぜ「本名を呼び、名をの」とりくみをやらなければならないか	" №5	300円
・今日の朝鮮民族差別 —— 深江小学校吉田校長の差別思想を斬る ——	" №6	300円
・関東大震災と朝鮮人虐殺 改訂版	" №7	300円
・歴史教科書にあらわれた朝鮮	" №8	200円
・在日朝鮮人の法的地位 —— 「韓さん一家」の問題を考えるにあたって ——		
	" №9	200円
・矢田チヨソン友の会 “強制連行” の地へゆく	" №10	300円

☆大阪市外国人教育研究協議会 編集・発行資料

・関東大震災と朝鮮人虐殺物語		150円
사람 (サラム) 民話編1		200円
・ " " 2		

民間連ニュース 昭和53年1月15日発行(毎月1回15日発行)
第三種郵便物認可

発行日 1978年1月15日 №. 27 号 頒価150円

発行人 李 仁 夏

在日大韓基督教会・在日韓国人問題研究所(R A I K)内
民族差別と闘う連絡協議会

〒160 東京都新宿区西早稲田 2 - 3 - 18 - 52 TEL. 03-203-7575

民間連 郵便振替番号 東京 4 - 30267 PAIK 郵便振替番号 東京 5 - 30268
